



令和4年1月27日
大洲河川国道事務所

肱川の様子について、河川管理者へ教えてください！ ～ 河川愛護モニターの募集 ～

大洲河川国道事務所では河川整備、利用、環境に関する地域の要望を把握し、河川愛護思想の普及啓発を行うため河川愛護モニター制度を実施しております。市民をモニターとして選任し、日常生活の中で知り得た肱川に関する情報を報告していただくことで、適切な河川の維持管理を目指しています。

地域と連携した河川管理を行うために、住民目線の肱川に関する情報をお寄せいただけるよう、令和4年度も「肱川河川愛護モニター」を募集します。

応募資格：満20歳以上で肱川・矢落川の活動範囲の近隣（おおむね5km以内）にお住まいの方。
河川愛護に関心をもち、積極的に活動していただける方。

活動範囲：肱川（大洲市柚木から河口まで）、矢落川（大洲市新谷から肱川合流点まで）
上記範囲を7区間に分けたいずれか。

選考方法：応募者多数の場合は、地域での活動経験、年齢、居住地等を
総合的に勘案して選考します。

応募締切：2月28日（月）午後5時 必着

詳細は別紙の応募要綱のとおりです。多数のご応募をお待ちしています。

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1 南海トラフ地震を始めとする
大規模地震災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」に関連します。

問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 TEL：0893-24-5185（代）
副所長 壬生 恵庫（内204）
◎河川管理課長 外山 定夫（内331）

◎：主な問い合わせ先

【令和 4 年度 肱川河川愛護モニター募集】

国土交通省では、河川愛護モニターを募集します。

主な仕事は、河川管理者（大洲河川国道事務所）へ肱川に関する情報を伝えていただくことです。

【活動内容】

▼日常生活の中で知り得た肱川に関する情報を定期（月 1 回）または随時に連絡（河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を発見した場合等）

▼モニター会議（意見交換会、年に 1 回程度）への参加

【活動範囲】

- ①肱川左岸（河口～祇園大橋）
- ②肱川右岸（河口～祇園大橋）
- ③畑（祇園大橋～畑の前橋）・春賀（祇園大橋～生々橋）
- ④大洲左岸（畑の前橋～富士橋）
- ⑤大洲右岸（生々橋～富士橋）
- ⑥矢落川左岸（生々橋～金刀比羅橋）
- ⑦矢落川右岸（生々橋～金刀比羅橋）

【応募資格】

満 20 歳以上で肱川・矢落川の活動範囲の近隣（おおむね 5km 以内）にお住まいの方。
河川愛護に関心をもち、積極的に活動していただける方。

【任期】

令和 4 年 4 月 1 日より 1 年間

【募集人数】

各活動範囲毎に 1 名程度

【手当】

月額 2,800 円（令和 3 年度 実績）

【選考方法】

応募者多数の場合は、地域活動経験等を参考に、年齢・居住地域等を総合的に勘案して選考します。

【応募期限】

令和 4 年 2 月 28 日（月） 午後 5 時必着

【応募方法】

下記事項について記載できる範囲でご記入いただき、官製はがき・ファックス・メールまたは持参のいずれかでご応募下さい。

- ・住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業
- ・応募理由
- ・活動範囲の希望（第 1・第 2 希望）
- ・河川愛護モニターの経験の有無
- ・所属団体等
- ・地域活動への参加経験等

【問い合わせ先】

国土交通省 大洲河川国道事務所 河川管理課
〒795-8512 大洲市中村 210
TEL 0893-24-6517
FAX 0893-24-5331
E-mail skr-oozuka52@mlit.go.jp

河川愛護モニター活動範囲

